

介護支援専門員の資格研修体系

介護支援専門員証の有効期間更新については、**②③**の受講が必須となります。ただし、2回目以降の更新においては、**③**のみの受講となります。

対象	研修の流れ	研修名	受講要件等
試験合格者	①実務研修 (87 時間)	①介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修受講試験に合格した方。(介護支援専門員の資格を登録するための必須要件となる研修です。)
介護支援専門員として実務に就いている方	※更新研修 ②専門研修課程 I (56 時間)	②介護支援専門員専門研修課程 I	介護支援専門員として実務に就いて6ヶ月以上の方。 ただし、有効期間が1年以内に満了する方は、実務期間に関わらず受講可能です。
	③専門研修課程 II (32 時間)	③介護支援専門員専門研修課程 II	介護支援専門員として実務に就いて3年以上の方。 ただし、有効期間が1年以内に満了する方は、実務期間に関わらず受講可能です。 ※2回目以降の更新の方は、専門研修課程 II のみの受講となります。
	④主任介護支援専門員研修 (70 時間) (実務経験：通算 5 年以上)	④主任介護支援専門員研修	専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上の方で、必要な要件を満たしている方。
	⑤主任介護支援専門員更新研修 (46 時間)	⑤主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する方で、必要な要件を満たしている方。
実務に就いていない方	資格取得後または前回更新後、実務に就いたことのある方の研修 ②専門研修課程 I 相当 56 時間 ③専門研修課程 II 相当 32 時間	⑥介護支援専門員更新研修(経験者対象)	有効期間が1年以内に満了する方で介護支援専門員として過去に実務経験があり更新を希望する方(現任者で経験年数が一定期間に満たない方を含む)
	資格取得後または前回更新後、実務に就いたことの無い方の研修 ⑥更新研修 (44 時間) ※経過措置期間のため平成 28 年度のみ	⑦介護支援専門員更新研修(未経験者対象)	有効期間が1年以内に満了する方で介護支援専門員として実務経験はないが更新を希望する方。
期限切れの方	有効期間が満了した方などの研修 ⑦再研修 (44 時間) ※経過措置期間のため平成 28 年度のみ	⑧介護支援専門員再研修	有効期限満了日までに更新手続きをしていない方で介護支援専門員証の交付を受けようとする方。 ↓ 有効期間満了日を過ぎると登録が取り消されるということではありません。研修修了後、介護支援専門員証の交付申請をすることで、実務に就くことができます。

※すべての研修で実践事例の提出が必要です(①実務研修、⑥更新研修、⑦再研修の場合は、実習での事例提出が必要です)。